

耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

平成 2 1 年 7 月

農林水産省

目 次

1. 耕作放棄地対策の枠組み	1
2. 農地法等の一部を改正する法律の概要	2
3. 農地の確保・有効利用に係る主要な施策の概要	3
4. 耕作放棄地再生利用緊急対策(平成21～25年度)について	4
(1) 概要	4
(2) 実施要件等	10
(3) 水田等有効活用促進対策との組合せ	15
(4) 法的措置との組合せ	16

1. 耕作放棄地対策の枠組み

再生・利用に係る課題

- 耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、引き受け手(周辺農家、企業等)の態様はさまざま
- また、**引き受け手をどうするか**、**土地条件はどうか**、**作物をどうするか**についてきめ細かな対応が重要

「平成の農地改革」による農地の有効利用の促進

農地の権利を有する者の責務の明確化

- 農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法律上明確に位置付け(第2条の2)

耕作放棄地対策の強化

- 全ての耕作放棄地を対象に是正のための手続(指導等)に直ちに入れる仕組みに変更(第32条~第35条)
- 農業委員会による農地利用状況調査・指導を徹底(第30条~第31条)
- 所有者不明の耕作放棄地は、補償金を供託し利用を図る措置を新設(第43条)

農地を利用する者の確保・拡大

- 農地貸借の規制を緩和(多様な主体が参入可能に)(第3条第3項)
- 農業生産法人への出資制限を緩和(農商工連携事業者等)(第2条第3項第2号)
- 農業協同組合による農業経営を可能に(農協法第11条の31)

農地の面的集積の促進

- 公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付等を行う仕組みを導入(基盤法第4条第3項)

耕作放棄地の再生・利用に対する支援

再生・利用の取組に対する支援

- 荒廃状況や権利関係の調査、農地利用調整等の取組を支援
- 再生作業、土壌改良、営農定着の取組を定額支援



目標

平成23年度を目途に農用地区域を中心に耕作放棄地を解消

予算額

21年度当初 206.5億円 21年度補正 150億円

関連施策を組み合わせる推進

水田フル活用に向けた支援

- 大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の作付拡大への支援等

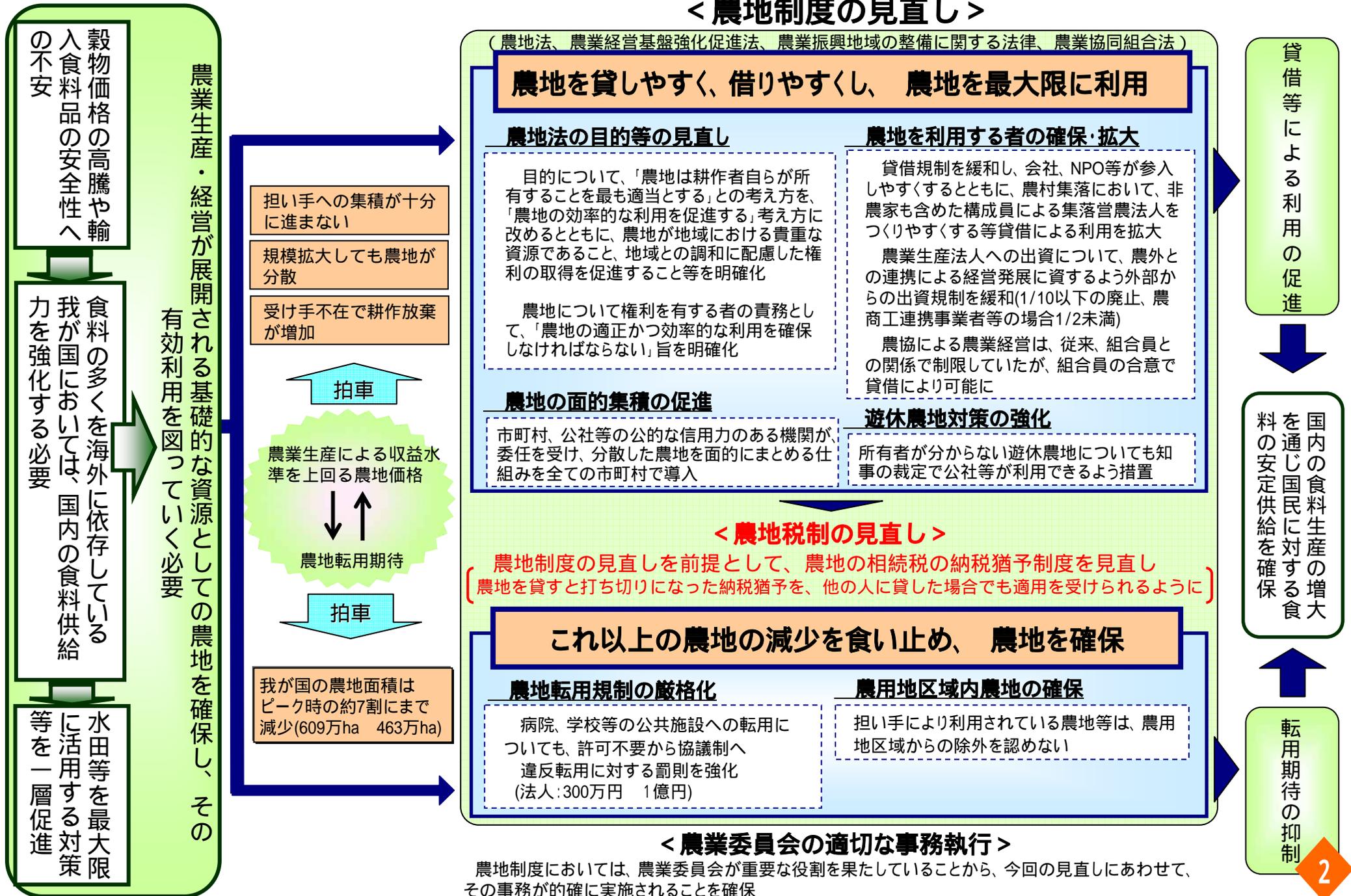


面的集積の取組に対する支援

- 農地の利用を委任・代理や転貸により受け手に配分した場合、その面積に応じて交付金を交付



2. 農地法等の一部を改正する法律の概要 ＜農地制度の見直し＞



穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策等を一層促進

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

- 担い手への集積が十分に進まない
- 規模拡大しても農地が分散
- 受け手不在で耕作放棄が増加



我が国の農地面積はピーク時の約7割にまで減少(609万ha 463万ha)

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限に利用

農地法の目的等の見直し

目的について、「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」との考え方を、「農地の効率的な利用を促進する」考え方に改めるとともに、農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化

農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化

農地を利用する者の確保・拡大

貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくするとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等貸借による利用を拡大

農業生産法人への出資について、農外との連携による経営発展に資するよう外部からの出資規制を緩和(1/10以下の廃止、農商工連携事業者等の場合1/2未満)

農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に

農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入

遊休農地対策の強化

所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置

<農地税制の見直し>

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し(農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように)

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

農地転用規制の厳格化

病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ違反転用に対する罰則を強化(法人:300万円 1億円)

農用地区域内農地の確保

担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

<農業委員会の適切な事務執行>

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

貸借等による利用の促進

国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

転用期待の抑制

3 . 農地の確保・有効利用に係る主要な施策の概要

耕作放棄地の再生・利用

耕作放棄地の再生・利用のための取組支援

1 . 耕作放棄地再生利用交付金

(1) 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組）

再生作業（障害物除去、深耕、整地等）（取組初年度のみ）

・ 荒廃の程度に応じ3又は5万円/10a

・ **荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業【1/2等】**

土壌改良

・ 2.5万円/10a（最大2年間）

営農定着（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）

・ 2.5万円/10a（1年間）

就農研修【定額】

・ 農業法人等実践研修、IJUターン等就農研修

経営展開【定額】

・ 経営相談・指導、実証ほ場、マーケットサーチ、加工品試作、試験販売等

(2) 施設等補完整備【1/2等】

・ 用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園、

農業用機械、農業用施設等の整備

2 . 耕作放棄地再生利用推進交付金

(1) 都道府県協議会推進事業【定額】

・ 地域協議会に対する指導・助言等

(2) 地域協議会推進事業

・ 荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等

【耕作放棄地再生利用緊急対策 206.5億円、150億円】

農地有効利用等に向けた施設の簡易整備に対する支援

地域が目指す営農体系への変更及びその定着並びに**耕作放棄の未然防止**のために必要な農地・農業水利施設等の簡易な整備(200万円未満/箇所、**暗渠排水等の整備に限り1,000万円未満/箇所**)を支援

【農地有効利用支援整備事業 23.5億円、200億円】

食料供給力向上対策

1 . 新規転作水田、調整水田、耕作放棄地等における大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の需要に応じた作付拡大を支援

・ 転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成

(配分総額の範囲内で地域で単価調整可)

大豆、麦、飼料作物 3.5万円/10a

(大豆については単収向上に資する数量的要素を加味)

<単収3俵以上の場合3千円/俵を加算>

米粉・飼料用米等 5.5万円/10a

(うち0.5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算)

(水田裏作、畑不作付地への作付拡大は1.5万円/10a(助成期間3年、1年))

・ (水田・畑作経営所得安定対策の対象者)

上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定

【水田等有効活用促進交付金 404 億円】

2 . 水田における転作作物について、地域の計画の下で地域・生産者がまとまって実施する取組を支援

・ 大豆、麦、飼料作物等 地域の取組に応じて最大15,000円/10a

・ 米粉用米、飼料用米 地域の取組に応じて25,000円/10a

【需要即応型生産流通体制緊急整備事業 1,168億円の内数】

農地の確保・有効利用

農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、担い手等への利用集積その他農地利用調整の取組を支援

【担い手アクションサポート事業 30 億円の内数】

【農地確保・利用支援事業 71 億円の内数】

農地の出し手が、地域の面的集積組織に6年以上貸付を任せて、担い手の経営する農地が1ha以上のまとまりとなると、最高15千円/10a/年を、最長5年分交付

【農地集積加速化事業 2,979億円】

耕作放棄地を含めた基盤整備

【国営緊急農地再編整備事業(拡充)】

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(拡充) 11億円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充) 349億円の内数、60億円の内数】

【農地環境整備事業(拡充) 12億円】

農業生産の維持、農地等の保全

農業生産活動の維持を通じた耕作放棄地の発生防止に資する中山間地域等直接支払交付金の交付、農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援

【中山間地域等直接支払交付金 234 (221) 億円】

【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金 231 (256) 億円】

赤字部分がH21補正予算による措置

4 . 耕作放棄地再生利用緊急対策（平成21～25年度）の概要

引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備、権利関係の調査・調整等まで、総合的・包括的に支援

現状

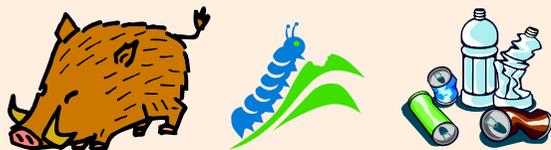
増加傾向にある耕作放棄地

耕地面積の減少と耕地利用率の低下
 504万ha（95年） 469万ha（05年）
 97.7% 93.4%

課題

○ 食料供給力強化のための農地の確保とその最大限の有効利用

地域における様々な問題の発生
 ・ 一度荒廃した土地は利用困難
 ・ 病害虫の繁殖、鳥獣害の拡大
 ・ 廃棄物の不法投棄 等



1. 耕作放棄地再生利用交付金

(1) 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組）

- 再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）¹
 - ・ 荒廃の程度に応じ、3万円/10a又は5万円/10a
 - ・ **荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合【1/2等】**
- 土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）²
 - ・ 2.5万円/10a（最大2年間）
- 営農定着（作物の作付け）²
 - ・ 2.5万円/10a（1年間） ← 〔水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。〕

- 就農研修【定額】**
- ・ 農業法人等実践研修、IJUターン等就農研修
- 経営展開【定額】**
- ・ 経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等

(2) 施設等補完整備【1/2等】

- ・ 用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園、**農業用機械、農業用施設**等の整備

2. 耕作放棄地再生利用推進交付金

(1) 都道府県協議会推進事業【定額】

- ・ 地域協議会に対する指導・助言等

(2) 地域協議会推進事業【定額】

- ・ 荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、導入作物・販路の検討、営農開始後のフォローアップ等

¹ 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業（一定以上の労力と費用を必要とするもの）を支援します。

² 別途、自努力等によって再生作業が行われた場合は、所有者が営農を再開する場合も含めて、土壌改良と営農定着を支援します。

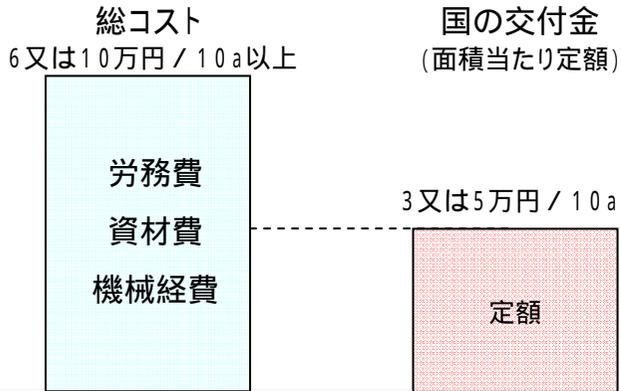
赤字部分がH21補正予算における拡充



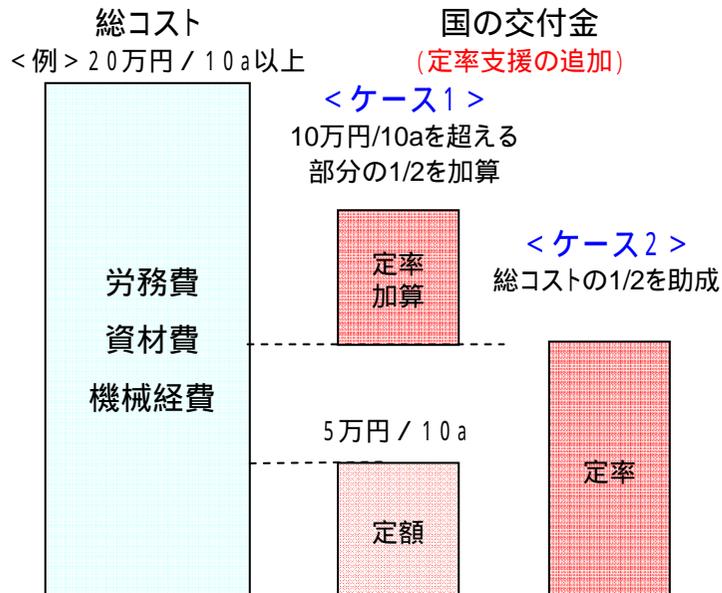
平成21年度補正予算における拡充のポイント

荒廃の程度が大きく、重機等を用いて行う再生作業を支援

【拡充前】



【拡充後】



再生農地の利用に必要な機械・施設の導入を支援

農業用機械の購入(1 / 2等)

協議会が機械を取得し、農業者に管理を委託、又は貸与して使用させる場合の購入費を助成



農業用機械の借上げ(1 / 2等)

本対策の期間内における機械の借上げ費用を助成

営農資機材の整備(1 / 2等)

ハウス、果樹棚、防風・防霜施設等の整備を助成



研修、作付・加工・販売の試行等の取組も支援

農業法人等実践研修

農業法人等が就農希望者を雇用して、技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する実践的な研修を支援

IJUターン等就農研修

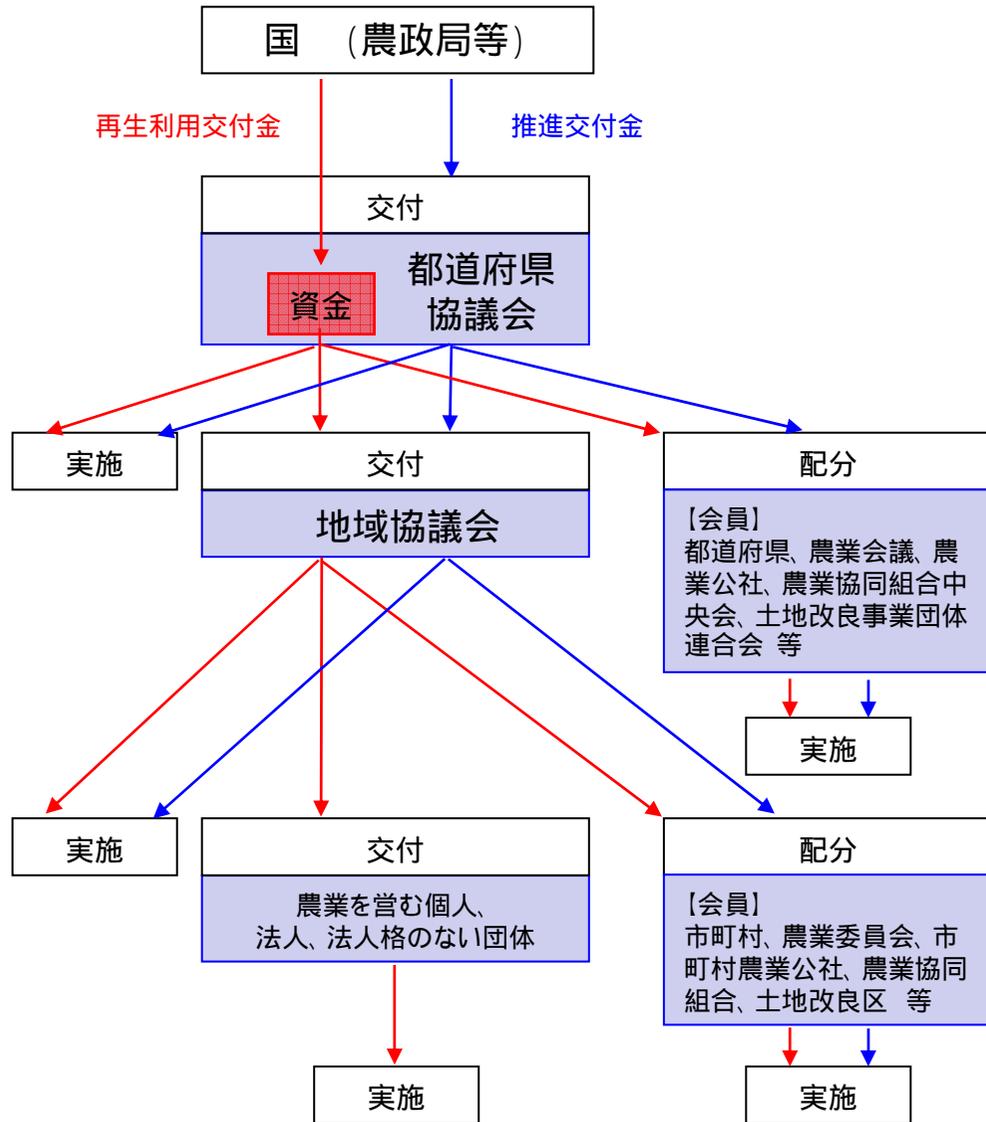
地域協議会又はその会員等が、IJUターン等により就農を希望する者に対し、就農に必要な知識・技術等を習得させるために実施する研修を支援

その他

- ・経営相談・指導やマーケットリサーチ
- ・実証ほ場の設置・運営
- ・加工品試作、試験販売 等

耕作放棄地再生利用緊急対策に係る取組主体

支援の流れ



取組主体

都道府県協議会

1. 都道府県協議会
2. 都道府県協議会の会員
都道府県、農業会議、農業公社、農業協同組合中央会、土地改良事業団体連合会 等

地域協議会

1. 地域協議会
2. 地域協議会の会員
市町村、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区 等

農業を営む個人

法人

農業生産法人、農事組合法人、特定農業法人、農業参入法人、NPO法人、地方公共団体又は農協が主たる構成員又は出資者となっている法人

法人格のない団体

特定農業団体、農用地利用改善団体、集落営農組織、農地・水・環境保全向上対策の活動組織、中山間地域等直接支払制度の協定集落 等

荒れている農地をいきかえらせる取組を支援します。

取組主体

引き受け手(農業者、農業法人、集落営農組織 等)

地域協議会又は会員(市町村、農業委員会、農業公社、土地改良区、JA 等)

その他(農地・水・環境保全向上対策の活動組織、中山間地域等直接支払の協定集落等)



荒廃農地



・地域の農業者が再生作業を行う場合等

荒廃の程度に応じて
3万円又は5万円/10a



・重機等を用いて再生作業を行う場合
(経費が高額となる場合)

補助率 1 / 2 等

「重機等」は、ブルドーザーやバックホウ等の重機、チェーンソー



土づくり

最大2年間
2.5万円/10a

作付け

1年間
2.5万円/10a

農業用機械の導入

- ・農業用機械の購入
(地域協議会にて購入し、農家へ管理委託又は貸与して使用)
- ・農業用機械のリース

補助率 1 / 2 等



農業用施設の整備 (ハウス、果樹棚など)

補助率 1 / 2 等



新規就農希望者への研修も支援します。

農業法人等が雇用就農者に対して行う研修 【定額】

助成内容

研修費用を月額9万7千円を上限に最長12ヶ月間助成
新規就農者の住居手当、通勤手当等も月額3万3千円を
上限に助成

要件

新規就農者(研修生)を正規雇用し、研修を実施
(雇用開始から6ヶ月未満の者が対象)

農業法人のほか、農家も申請可

雇用保険、労働者災害保険に加入



IJUターン等就農希望者への研修 【定額】

助成内容

地域協議会や市町村・JA等がIJUターンにより
将来就農を希望する者に対し、就農に必要な
知識・技術を習得させるための研修に係る経費
を助成

- ・外部講師への謝金、旅費
- ・研修資料作成費
- ・研修会場代
- ・資材費、機械経費 等



農業法人等又はIJUターン等就農希望者が、耕作放棄地を引き受けて耕作する、又はその見込みがある場合が支援対象

実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売も支援します。

実証ほ場の設置・運営
【定額】



再生作業(刈払、抜根、耕起、整地 等)

作付け・展示・PR

実証ほ場の設置運営は、原則として、1地域協議会につき1箇所

加工品試作
【定額】



加工品試作に係る賃金、材料費又は委託料等を支援

加工品試作・試験販売等で収入が見込まれる場合は、収入と交付金の合計が活動に要する費用を超えないようにすること

試験販売
【定額】



試験販売に係る賃金等を支援

水利施設や農道、侵入防止柵等の整備も支援します。

基盤整備
補助率 1 / 2 等



水路の改修



農道の改修



暗渠排水

鳥獣被害防止施設
補助率 1 / 2 等



ワイヤーマッシュ柵



電気牧柵

農産物の加工施設や直売所等の整備も支援します。

【加工施設】
補助率 1 / 2 等



【直売所・食材供給施設】
補助率 1 / 2 等



農業体験施設（市民農園・教育ファーム）の整備も支援します。

【農業体験施設】
補助率 1 / 2 等



「農業体験施設」は、農振農用地区域外の農地での整備も支援対象

実施要件等

前提条件

- 都道府県協議会・地域協議会が設立されていること
- 地域協議会が、再生利用活動や耕作者の確保(見込みを含む。)等に係る計画(耕作放棄地再生利用実施計画)を定めていること
- 土地所有者に代わり耕作する者が確保され(見込みを含む。)、再生利用活動の取組初年度(再生作業)から5年間以上の耕作が見込まれること(賃貸借、使用貸借、所有権移転、農作業受委託等)
- 土地所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度(再生作業)からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を、所有者が負担(地域協議会が徴収)し、再生作業の経費に充当。

対象農地

農振農用地区域内の農地であること(市民農園、教育ファームの整備は、農用地区域外も支援対象)

作物の栽培を行うに当たり「再生作業(障害物除去・深耕・整地等)」に一定以上の労力と費用を必要とすること (P12参照)

「施設等補完整備」の受益地とすることができる農地は、 の農地とその周辺の農地

国・地方等の連携

耕作放棄地対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は、適切な役割分担を踏まえ相互に連携を図る必要がある。

地方公共団体は、耕作放棄地対策の推進に当たり適切な役割を果たすほか、耕作放棄地対策協議会の会員としてその運営について一定の役割を担うものとする。

【地方財政措置】

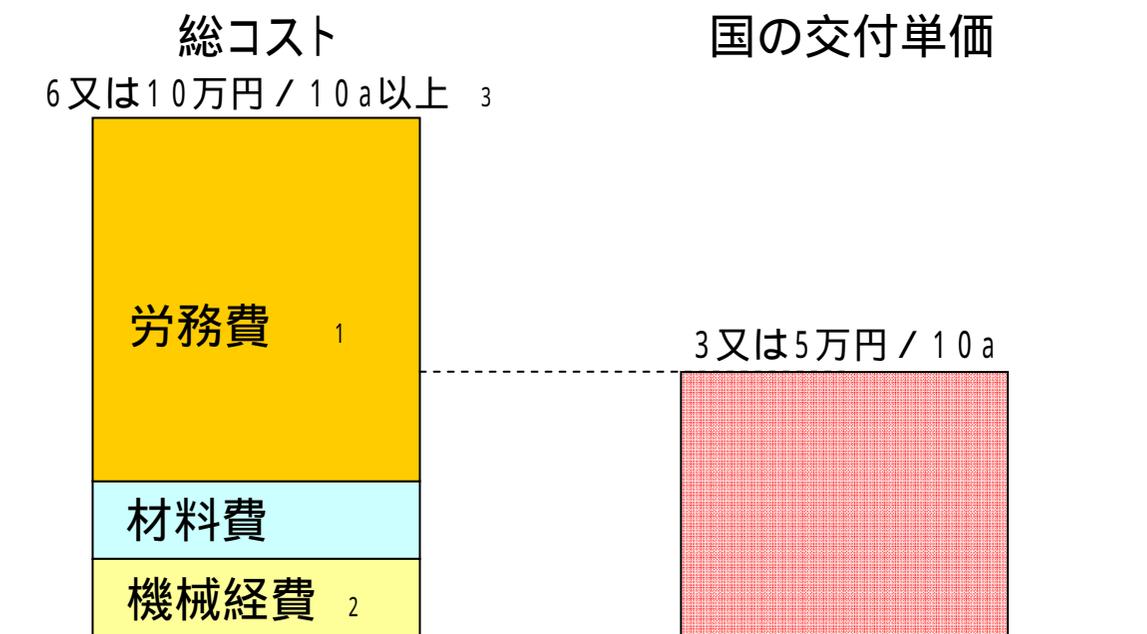
普通交付税措置：耕作放棄地対策に係る地方単独事業については、21年度より、基準財政需要額の単位費用に算入されている。

特別交付税措置：耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、総務省の「頑張る地方応援プログラム」の連携施策の一つとなっている。

【地域活性化・経済危機対策臨時交付金(平成21年度補正予算)】耕作放棄地対策に係る地方単独事業は、当該臨時交付金の使途に該当する。

再生作業(障害物除去・深耕・整地等)に対する面積当たり定額交付の考え方

- 本交付金は、荒廃した土地を再生する作業(再生作業)に**一定以上の労力と費用を必要とする農地**が支援対象
- 「**一定以上の労力と費用を必要とする**」か否かや「**荒廃の程度**」は、**工事費の概算**(別紙1参照)によって判断
 - ・ 工事費の概算が6～10万円/10aの場合 → 3万円/10aを交付
 - ・ 工事費の概算が10万円/10a以上の場合 → 5万円/10aを交付
- 地域協議会は、再生作業終了後に、**実際に要した総コスト**を簡易な調書(別紙2参照)で確認



1. 「労務費」には、**労務提供に係る人件費相当額**(取組主体の労務を費用換算したもの)を含めて計上することができる。
2. 「機械経費」には、**自己所有等機械供用に係る損料相当額**を含めて計上することができる。
3. 「総コスト」と「国の交付単価」の差分については、**取組主体の労務提供や自己所有機械供用**によるほか、**地方公共団体の単独事業や所有者負担金**(地域協議会と協議して定める額)等を充てることが考えられる。なお、**耕作放棄地対策に係る地方単独事業**については、21年度より、**普通交付税措置**(基準財政需要額の単位費用への算入)がなされている。



抜排根

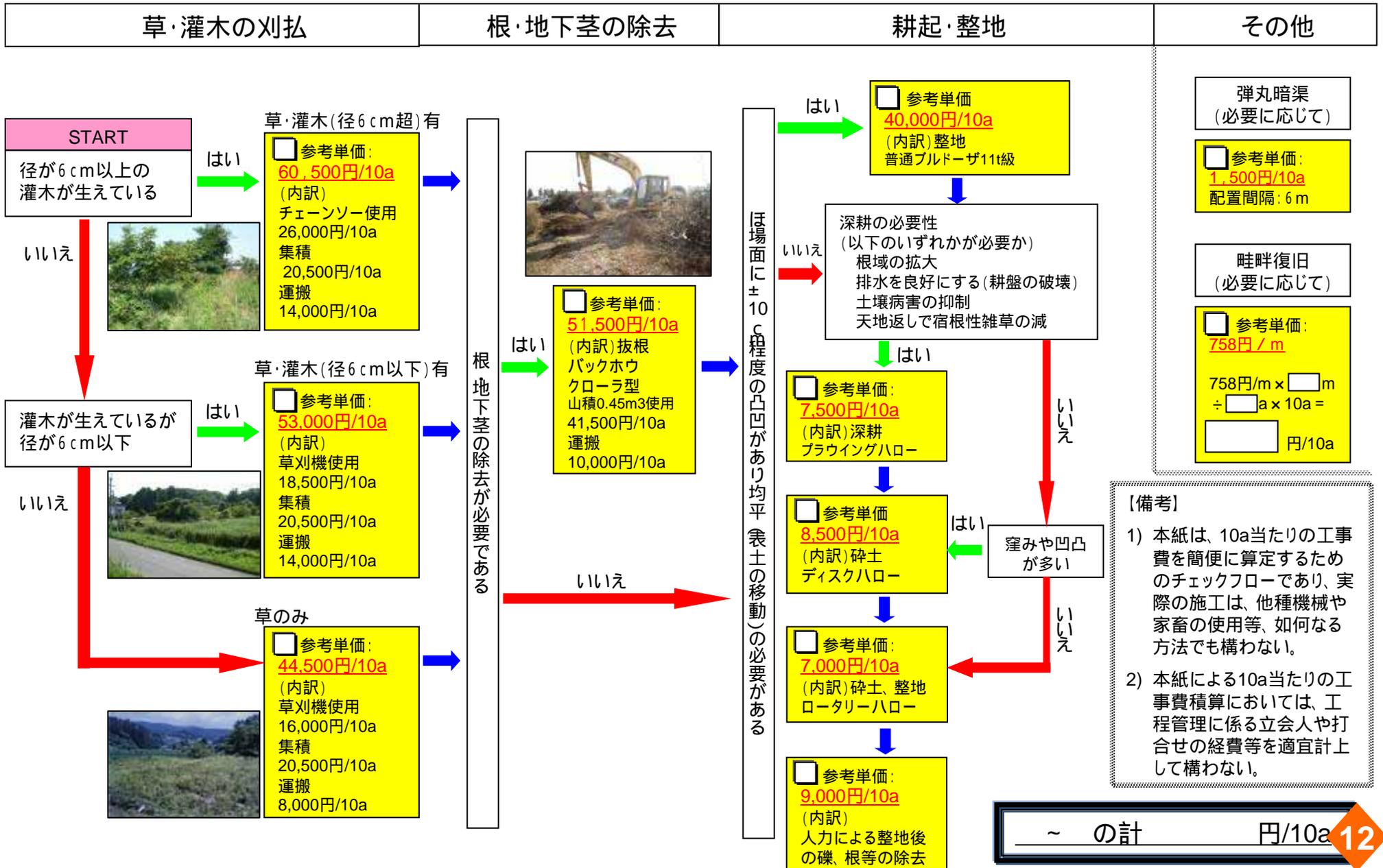


深耕



整地

再生作業(障害物除去・深耕・整地等)に係る「荒廃の程度」の区分 (工事費概算の例)



再生作業(障害物除去・深耕・整地等)に係る事後確認

○地域協議会は、再生作業に要した総コスト(換算労務費等を含む。)を事後に確認
 ・ 地域協議会が取組主体となる場合は、地域協議会が実績を整理
 ・ 農業者等が取組主体となる場合は、農業者等が実績を整理し地域協議会に提出

農業者等が取組主体となる場合(参考様式)

再生作業(障害物除去・深耕・整地等)実績報告書(案)

○○協議会長 殿
 取組主体名: ○○集落営農組織

実施期間 21年○月○日～○月○日

活動場所 ○○県○○市○○町大字○○地内

対象面積 ○○a

再生作業に要した費用(換算労務費を含む。)

項目	種類、数量、価格など	支出額(千円)	備考
資材費		○○	
機械経費 (リース代等)		○○	
保険料等		○○	
請負費		○○	
委託費		○○	
換算労務費	時間×単価 96時間×○○円/時間	○○	普通作業員相当
うち日当等 支払分		○○	
合 計		○○○	
10aあたり費用		150	

再生作業(障害物除去・深耕・整地等)状況写真整理帳(案)

取組主体名: ○○集落営農組織

実施年月日	平成21年○月○日
活動内容	

実施状況がわかる(作業の前・中・後の)写真を添付

領収書整理帳(案)

取組主体名: ○○集落営農組織

領 収 証

○○集落営農組織 様

¥○○○,○○○-
但し、○○○として。

平成21年○月○日
(株)○○○○○ 印

領 収 証

○○集落営農組織 様

¥○○○,○○○-
但し、○○○として。

平成21年○月○日
(株)○○○○○ 印

再生作業(障害物除去・深耕・整地等)参加者名簿(案)

取組主体名: ○○集落営農組織

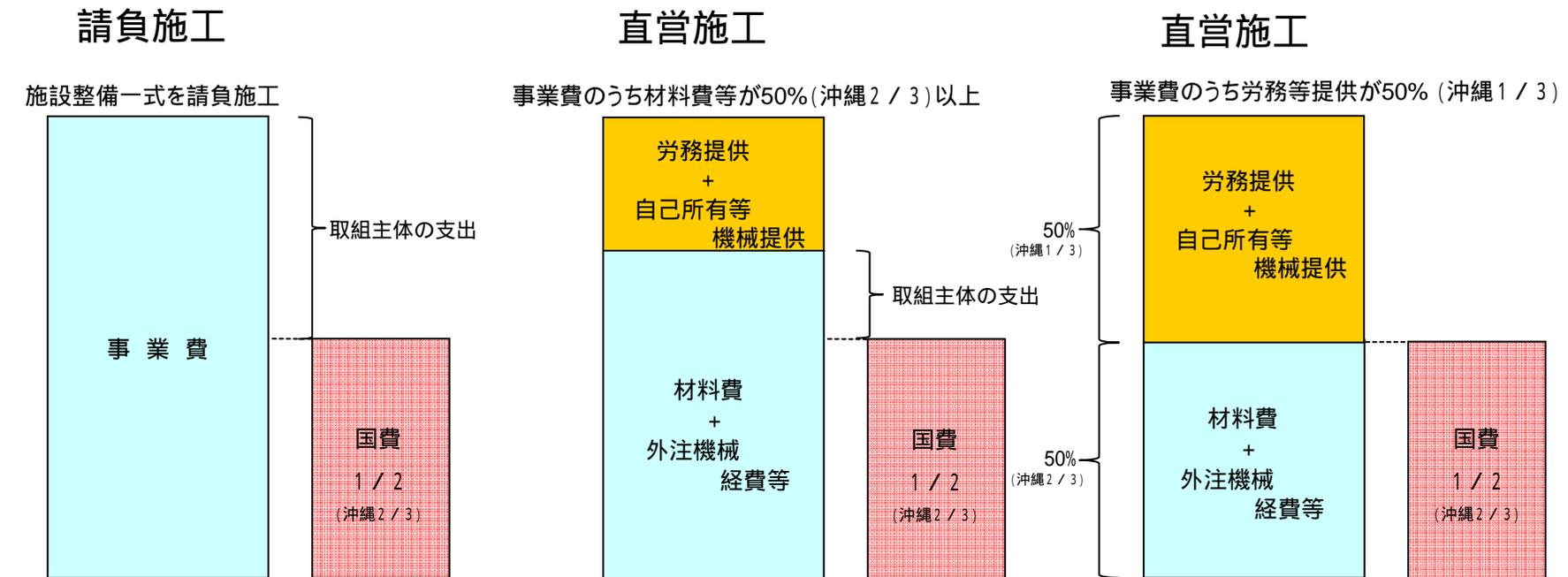
実施期間: 21年○月○日～○月○日
 活動場所: ○○県○○市○○町大字○○地内
 対象面積: ○○a

氏 名	所 属	作 業 時 間	備 考	確 認
×× ××	○○集落営農組織	2時間	工程等打合せ	サイン又は印
×× ××	○○市町村	2時間	工程等打合せ	〃
×× ××	○○集落営農組織	8時間	現場作業	〃
×× ××	○○集落営農組織	8時間	現場作業	〃
⋮		⋮		⋮
×× ××	○○集落営農組織	8時間	現場作業	〃
×× ××	○○農業委員会	2時間	立 会	〃
×× ××	○○市町村	2時間	立 会	〃
計 16人		104時間		

注: 1) 換算労務費は、労務単価(普通作業員等)に延べ作業時間の実績を乗じて算出
 2) 総コスト(10アールあたり費用)が6～10万円又は10万円以上となっていることを確認

施設等補完整備に対する支援の考え方

- 国は、施設等補完整備(用排水施設、農道、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等)に係る事業費の1/2(沖縄2/3)を支援する。
- 事業費には、労務提供に係る人件費相当額、自己所有等機械供用に係る損料相当額を、事業費の50%(沖縄1/3)までを限度として算入することができる。



(参考)

材料費や外注費等の実費と換算労務費(取組主体の労務を費用換算したもの)とが同等となる場合は(直営施工の場合)、材料費や外注費等の実費全額を国の交付金をもって充てることができる。

施策連携による耕作放棄地の再生・利用(組合せイメージ)

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (206.5億円)

再生利用活動(貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動)

再生作業(障害物除去、深耕、整地等)の支援
 荒廃の程度に応じ3又は5万円/10a(取組初年度のみ)

土壌改良の支援
 2.5万円/10a(最大2年間)

営農定着の支援(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。)
 2.5万円/10a(1年間)

水田等有効活用促進交付金 (404億円)

(水田の場合)

- ・ 転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成(配分総額の範囲内で地域で単価調整可)
 大豆、麦、飼料作物 3.5万円/10a
 (大豆については単収向上に資する数量的要素を加味)
 <単収3俵以上の場合3千円/俵を加算>
 米粉・飼料用米等 5.5万円/10a
 (うち0.5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算)
 (水田裏作への作付拡大は1.5万円/10a(助成期間 3年))

(畑の場合)

- ・ 畑不作付地への大豆・麦・飼料作物の作付拡大に対して1.5万円/10a(助成期間 1年)を助成
- ・ (水田・畑作経営所得安定対策の対象者)上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定
- ・ 戦略作物以外の作物については、産地確立交付金で助成(地域で対象作物と助成単価を設定)

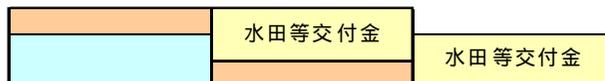
水田の場合

戦略作物

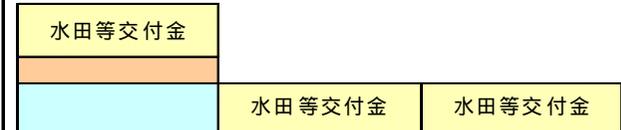
・ 取組3年目に戦略作物の営農開始



・ 取組2年目に戦略作物の営農開始



・ 取組1年目に戦略作物の営農開始

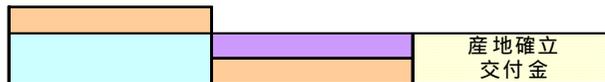


その他

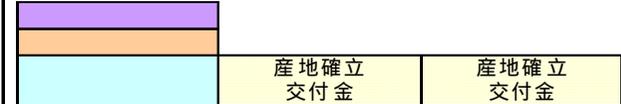
・ 取組3年目に営農開始



・ 取組2年目に営農開始
 ・ 取組3年目に産地確立事業開始



・ 取組1年目に営農開始
 ・ 取組2年目に産地確立事業開始



畑の場合

戦略作物

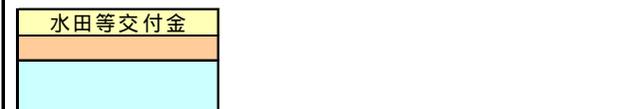
・ 取組3年目に戦略作物の営農開始



・ 取組2年目に戦略作物の営農開始



・ 取組1年目に戦略作物の営農開始

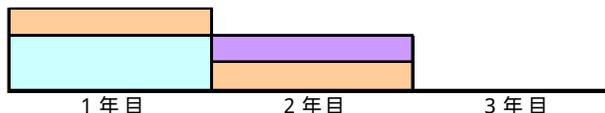


その他

・ 取組3年目に営農開始



・ 取組2年目に営農開始



・ 取組1年目に営農開始



【参考】耕作放棄地対策に係る法的措置と予算措置の連携

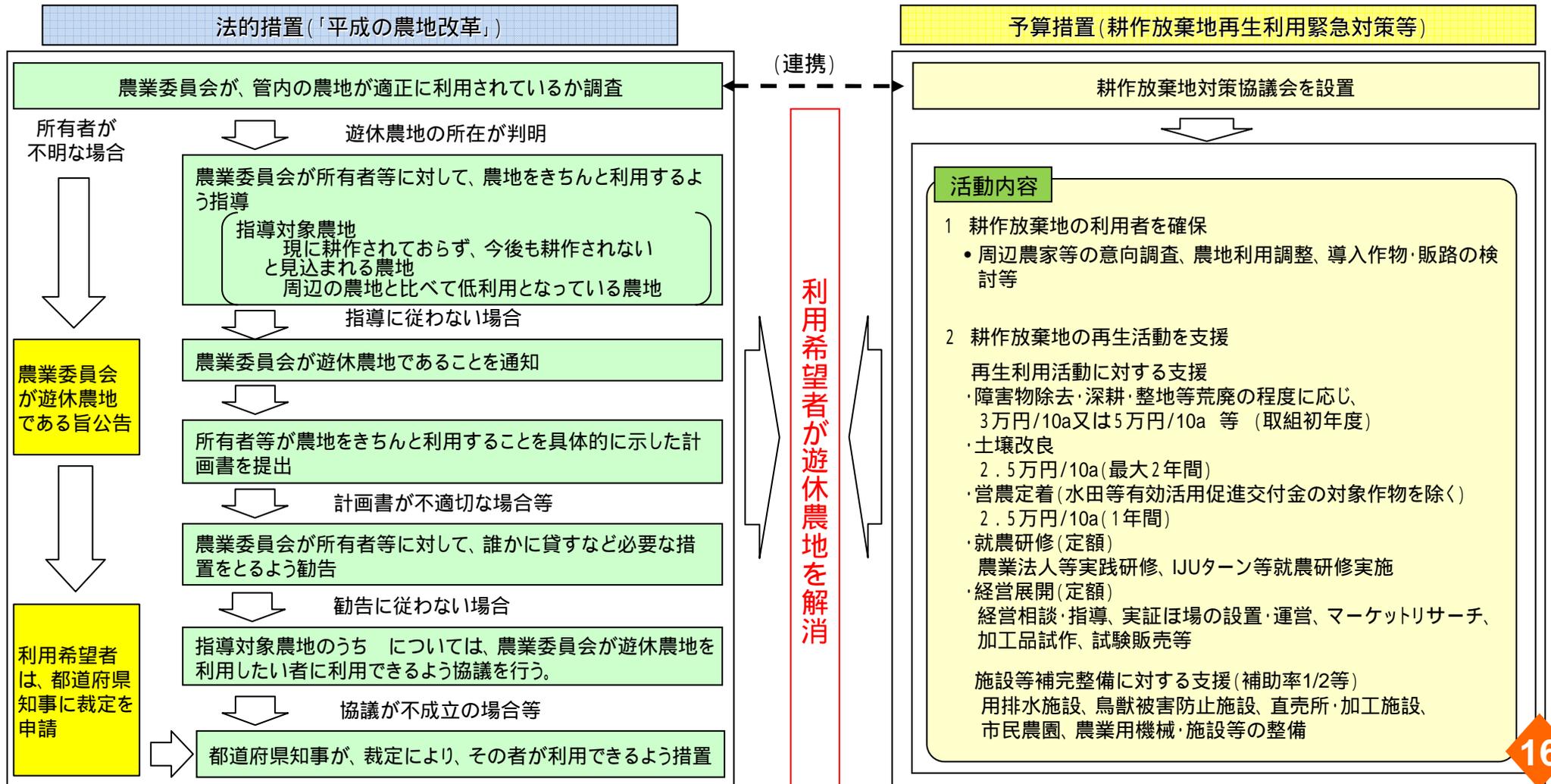
「平成の農地改革」及び耕作放棄地再生利用緊急対策等により、以下の取組を推進。

【法的措置】

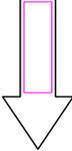
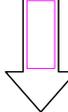
すべての遊休農地を対象とし、農業委員会の調査や農業者等からの申出により利用状況を把握し、農地の有効利用を徹底。所有者等に対する指導から、通知、勧告までの手続を農業委員会が一貫して実施。

【予算措置】

耕作放棄地の再生・利用の取組に対する支援を実施するとともに、関連施策等を必要に応じて活用することで、農業上の利用を推進。



耕作放棄地に係る法的措置の新旧比較

旧 (農業経営基盤強化促進法に基づく措置)	新 (改正農地法に基づく措置)	ポイント
<p data-bbox="313 279 907 311">市町村が要活用農地を基本構想に位置づけ</p>  <p data-bbox="313 574 907 606">農業委員会による指導</p>  <p data-bbox="313 678 907 742">農業委員会から市町村長に次の特定遊休農地である旨の通知の要請</p>  <p data-bbox="313 774 907 837">市町村長による特定遊休農地である旨の通知・公告</p>  <ul data-bbox="313 877 907 1141" style="list-style-type: none"> 所有者等は遊休農地の利用計画を市町村長へ届出 市町村長による利用計画に対する勧告 利用希望者への利用権設定等について、市町村長から所有者等へ協議の通知 (協議不調の場合)都道府県知事による調停  <p data-bbox="313 1173 907 1236">都道府県知事による裁定 (利用希望者への特定利用権の設定)</p>	<p data-bbox="974 311 1568 375">農業委員会による農地の利用状況調査 (第30条第1項・第2項)</p> <p data-bbox="1008 478 1568 510">農業関係団体・農業者からの申出 (第31条)</p> <p data-bbox="974 574 1568 638">農業委員会による指導 (第30条第3項・第4項)</p>  <p data-bbox="974 774 1568 837">農業委員会による遊休農地である旨の通知・公告 (第32条)</p>  <ul data-bbox="974 877 1568 1141" style="list-style-type: none"> 所有者等は遊休農地の利用計画を農業委員会へ届出 (第33条) 農業委員会による利用計画に対する勧告 (第34条) 利用希望者への利用権設定等について、農業委員会から所有者等へ協議の通知 (第35条) (協議不調の場合)都道府県知事による調停 (第36条)  <p data-bbox="974 1173 1568 1268">都道府県知事による裁定 (利用希望者への特定利用権又は所有者が不明の場合の遊休農地を利用する権利の設定) (第37条～第43条)</p>	<p data-bbox="1635 279 1937 343">法的措置の対象を要活用農地から全ての農地に</p> <p data-bbox="1635 375 1937 438">農業委員会が農地の利用状況を常に把握</p> <p data-bbox="1635 470 1937 614">不耕作状態等の農地がある場合には、農業者等から農業委員会に対して調査等を求めることが可能</p> <p data-bbox="1635 646 1937 742">指導、通知・公告、勧告等の実施主体について市町村長から農業委員会に一元化</p> <p data-bbox="1635 1173 1937 1236">所有者が判明しない場合でも利用する権利の設定可能</p>
<ul data-bbox="313 1308 907 1404" style="list-style-type: none"> 市町村長による営農への支障除去の措置命令 市町村長による代執行 	<ul data-bbox="974 1308 1568 1436" style="list-style-type: none"> 市町村長による営農への支障除去の措置命令 (第44条第1項・第2項) 市町村長による代執行 (第44条第3項～第5項) 	